

広報資料

2026（令和 8）年 9 月 28 日

花園大学

懲戒処分 of 公表について

花園大学は、教育学部初等教育学科講師（男性・47 歳）に対し、9 月 24 日付けで、懲戒処分として 1 日分の賃金の 5 割の額を減ずる減給処分を行ったので報告します。

講師は、学内の兼業基準に反し、兼業手続を怠り兼業を行ったこと、また、これらの非違行為について責任を他に転換し反省のない行動に出ていることは、極めて遺憾であり、就業規則第 28 条第 1 項第 6 号（就業規則第 21 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 11 号に関する重大な違反行為）に該当する。

よって、就業規則第 27 条第 2 号に基づき、懲戒処分として 1 日分の賃金の 5 割の額を減ずる減給処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）